

## 新庄市告示第 8 2 号

令和 8 年度新庄市東北農林専門職大学生等向け集合住宅建設支援事業補助金  
交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 5 月 8 日

新庄市長 山 科 朝 則

### 令和 8 年度新庄市東北農林専門職大学生等向け集合住宅建設支援事 業補助金交付要綱

#### (目的)

第 1 条 市長は、専門職大学生等向けの集合住宅の整備を促進し、新たな活力に  
よる地域活性化及び地域社会の維持を図るため、集合住宅を新たに建設した  
者に対して、新庄市補助金等交付規則(昭和 5 5 年規則第 9 号。以下「規則」  
という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付  
する。

#### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号  
に定めるところによる。

- (1) 専門職大学生等 山形県立東北農林専門職大学の学生及び当該大学の卒業  
生であって農業に従事するものをいう。
- (2) 集合住宅 賃借人が賃貸人との契約に基づいて入居する集合住宅をいう。
- (3) 用途地域 都市計画法(昭和 4 5 年法律第 1 0 0 号)第 8 条第 1 項第 1 号  
に規定する用途地域をいう。

#### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとす  
る。

- (1) 税金及び上下水道料金を滞納していない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7  
号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の構成員でない者
- (3) 国、県及び他の団体等からこの補助金と同じ趣旨の補助金等の交付を受  
けていない者
- (4) 建設用地を所有する者又は建設用地の購入(予定を含む。)若しくは賃  
借する者

(5) 市の用途地域に新たに集合住宅の建設（建設工事請負契約により事業者に対し集合住宅の建設を行わせることを含む。以下同じ。）を行い、当該集合住宅を所有し、かつ、専門職大学生等が当該集合住宅に優先的に入居できるよう経営し、及び管理する者

(6) 市が実施する公募型コンペティションによる選定を受けた者  
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市の用途地域に次に掲げる全ての要件を満たす集合住宅を新たに建設する事業とする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の基準に適合するものであること。

(2) 建設する1棟につき、2戸以上の住戸を有するものであること。

(3) 各戸に玄関、便所、浴室、台所、居室、冷暖房空調設備及びインターネット通信環境を有するものであること。

(4) 住戸1戸当たり1台分以上の専用駐車場を有するものであること。

(5) 組立式仮設住宅でないこと。

(6) 間取りについて、玄関を含め、1戸当たり25平方メートル以上であること。

(7) 共用部について、ごみ置き場、防犯灯及び駐輪場を有するものであること。

(8) 令和9年4月1日から住人が入居することができるものであること。

(9) 1月の家賃が、1戸当たり4万5千円未満であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額を集合住宅の戸数で除した額に2分の1を乗じて得た額又は450万円のいずれか低い額に当該集合住宅の戸数を乗じて得た額とする。

（補助金の認定申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに補助金交付認定申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 建物の位置図（縮尺20,000分の1以上のもの）

(2) 建物及び駐車場の配置図（縮尺300分の1以上のもの）

(3) 建物の平面図及び立面図（縮尺100分の1以上のもの）

- (4) 建物の床面積求積図
- (5) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (6) 納税証明書及び上下水道料金を納付したことが分かるもの
- (7) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (8) 法人の場合は、直近の決算書類、定款及び履歴事項全部証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付認定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付認定（不認定）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（認定内容の変更）

第9条 前条の規定による補助金交付の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、当該認定に係る内容を変更するとき又は申請を取り下げるときは、補助金交付認定内容変更（取下げ）承認申請書（様式第4号）によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（認定内容の変更承認）

第10条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付認定内容変更（取下げ）承認（不承認）通知書（様式第5号）により認定者に通知するものとする。

（交付申請）

第11条 認定者は、対象住宅に係る建築基準法第6条第1項の確認済証の交付を受けた後、速やかに次に掲げる必要書類を添えて補助金交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 確認済証の写し
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第12条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により認定者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第13条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後に申請内容を変更するとき又は申請を取り下げるときは、補助金交付変更（取下げ）承認申請書（様式第8号）によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を補助金交付変更（取下げ）決定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、建設工事が終了したときは、速やかに実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業決算書
- (2) 建物、附帯設備等の工事に係る費用の領収書の写し
- (3) 建物の所有権保存登記又は建物表示登記の写し
- (4) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- (5) 建物、補助対象事業に係る室内、附帯設備等の工事の完成写真（4方向から撮影したもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第15条 市長は、前条に規定する報告があったときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けた時は、速やかに補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第17条 市長は、補助事業者が規則第11条各号に定めるものに該当したとき、この要綱に定める要件に該当しなくなったとき又は市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 前条の規定により補助金の交付決定を取り消された補助事業者が、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（新築した集合住宅の管理）

第18条 補助事業者は、事業の完了の日から20年間は新築した集合住宅を経営及び管理することとし、当該集合住宅を取り壊してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない理由により引き続き経営及び管理することが困難であると市長が認めたときは、この限りでない。

2 事業の完了の日から20年間は、毎年5月1日現在の入居者等調査表（様式第13号）を同月10日までに市長に提出しなければならない。

（地位の承継）

第19条 補助事業者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、当該各号に定める者が地位承継承認申請書（様式第14号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、新たに住宅を引き継いだ者は、この要綱により定められた事項について遵守しなければならない責を負うものとする。

- (1) 個人である補助事業者が死亡した場合 その相続人
- (2) 法人である補助事業者が合併等をする場合 合併等による設立法人
- (3) 補助事業者が当該住宅等を譲渡する場合 その譲受人

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、地位承継承認通知書（様式第15号）により前項各号に定める者に通知するものとする。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。